

高教組パワハラ・セクハラ110番

ちょっと待って！
今の、パワハラじゃありませんか？

パワハラ
ハラスメント

- ① 職務上の権限や地位等を背景にした言動
- ② 本来の校務や指導の範囲を超えて、人格の否定や個人の尊厳を侵害する言動
- ③ 一過性でなく繰り返し行われる言動



担当：高教組法制部
高教組常任執行委員会
担当弁護士：6名
窓口：松山秀樹弁護士

パワハラやセクハラを見たり、聞いたりした時は、
すぐに高教組まで相談してください
直接、県教委と問題解決に向けての対応ができます。
それが難しい場合も、顧問弁護士と一緒に対応します。



連絡先：高教組書記局
TEL/FAX (078)341-6745 / 351-3185
honbu@hyogo-kokyoso.com